

受動喫煙防止対策助成金制度のご案内

～ 受動喫煙防止対策に取り組む飲食店、旅館業等の
中小企業の事業主のみなさんへ ～



厚生労働省
都道府県労働局

1 受動喫煙防止対策助成金制度の目的

この助成金は、顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している旅館、料理店又は飲食店を営む中小企業に対し、喫煙室の設置等の取組に対し助成することにより受動喫煙防止対策を推進することを目的としています。

2 支給対象となる事業主

この助成金は、次の1から5までのいずれにも該当する事業主が支給の対象となります。

- 1 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- 2 労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第14号に規定する旅館、料理店又は飲食店（以下「旅館等」という。）を営む次の中小企業事業主であること。
 - ア 旅館（宿泊業）については、①その常時雇用する労働者が100人以下又は②その資本金の規模が5,000万円以下（①、②のいずれかに該当していること。）
 - イ 料理店又は飲食店については、①その常時雇用する労働者の数が50人以下又は②その資本金の規模が5,000万円以下（①、②のいずれかに該当していること。）
- 3 4に規定する措置を記載した計画を作成し、当該計画を都道府県労働局長に届け出た中小企業事業主であること。
- 4 旅館等の事業を行う事業場の室内又はこれに準ずる環境において、客が喫煙できることを含めたサービスを提供する場合、3の計画に基づき、当該事業場内において一定の基準を満たす喫煙室を設置するなどの措置を講じた中小企業事業主であること。
- 5 4に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小企業事業主であること。

※ 暴力団関係事業場であると認められた場合は、既に本助成金の支払いを受けたものについても返還対象となります。

3 受動喫煙防止対策助成金関係工事計画について

受動喫煙防止対策助成金を受けようとする中小企業事業主は、「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画」を策定し、これを事業場の所在地を管轄する都道府県労働局に提出し、あらかじめ認定を受ける必要があります。

工事の着工前に計画の認定を受ける必要があります。

1 計画に必要な書類

計画には、次のアからクまでの書類が必要です。

- ア 労働保険関係成立届の写し又は直近の労働保険概算保険料申告書の写し
- イ 中小企業事業主であることを確認するための書類
(継続事業の一括の労働保険概算保険料申告書の写し、登記事項証明書、資本金・労働者数等を記載した資料、事業内容を記載した書類等)
- ウ 喫煙室等を設置しようとする場所の工事前の写真
(申請日から3か月以内に撮影したもの)
- エ 設置しようとする喫煙室等の場所、仕様、換気扇等の設備、利用可能な人数、その他喫煙室等の詳細を確認できる資料
- オ 後記2の要件を満たして設計されていることが確認できる資料
- カ 事業場の室内及びこれに準ずる環境において、喫煙室又は後記2の(2)の場所以外においては喫煙を禁止する旨を説明する書類(任意様式)
- キ 喫煙室等の設置に係る施工業者からの見積書の写し
- ク その他都道府県労働局長が必要と認める書類

2 喫煙室等の要件

- (1) 喫煙室を設置する場合(要件を満たすための改修等を含む)

喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2m/s以上となるよう設計されていること。

- (2) (1)以外の受動喫煙を防止するための措置

顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所について受動喫煙を防止するための措置として、当該場所の粉じん濃度を0.15(mg/m³)以下とすること、又はn席の客席がある喫煙区域における1時間あたりの必要換気量:70.3×n(m³/時間)となるよう設計されていること。

4. 支給額について

1 この助成金の支給は事業場単位とし、1事業場当たり1回とします。

2 この助成金の支給額は、下の表のとおりです。

①上限額	②助成対象経費	③助成率
200万円	喫煙室の設置等に係る経費のうち、工費、設備費、 備品費及び機械装置費等	4分の1

ただし、算出された合計額の1,000円未満の端数は切り捨てます。

3 上表の助成対象経費として認められる対象は、次のとおりです。

(1) 喫煙室を設置する場合

前ページの「2 喫煙室等の要件」の(1)に定める要件を満たす喫煙室を設置するために必要なもの（工費、設備費、備品費及び機械装置費等）

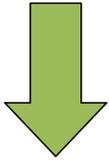
(2) (1)以外の受動喫煙を防止するための措置

前ページの「2 喫煙室等の要件」の(2)に定める要件を満たす措置を行うための換気装置等の設置に必要なもの（(1)に準じた経費）

5. 支給手続

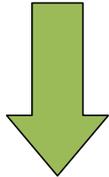
1 「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画」の認定申請

- 「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画認定申請書」の提出



所轄の都道府県労働局労働基準部健康安全課（健康課）に
2部提出してください。

- 申請書類の審査



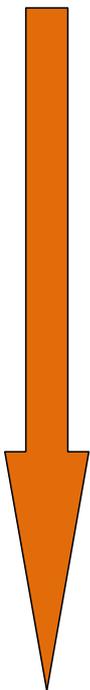
計画に審査段階で根拠となる資料を求めることがあります。
資料が整わないときは認定されない場合があります。

- 認定されれば「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画認定通知書」により通知されます。

認定を受けた計画の変更（軽微な変更を除く。）をする場合、
あらかじめ計画変更申請書を同様に都道府県労働局に提出す
る必要があります。

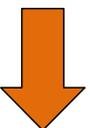
2 受動喫煙防止対策助成金の支給申請

- 「受動喫煙防止対策助成金支給申請書」の提出



- 申請書に次の書類を添えて所轄都道府県労働局に2部提出してください。
- ア 「受動喫煙防止対策助成金関係工事施工計画認定通知書」の写し
 - イ 計画を変更した場合は「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画変更認定通知書」の写し
 - ウ 喫煙室の設置等工事に係る請求書又は領収書及び当該経費に係る内訳の写し
（明瞭であり、見積書に対する請求書又は領収書の金額及びその内訳が妥当なものとして認められること）
 - エ 設置した喫煙室等の場所、仕様、換気扇等の設備、その他実施した受動喫煙防止対策に係る設備、備品等の詳細を確認できる写真（工事終了後速やかに撮影したもの）
 - オ 計画認定申請書で申請した内容と実際に施工した内容が相違ないことを説明する書類（任意様式）
 - カ 「喫煙室等の要件」を確認できる書類

- 申請書類の審査



審査段階で根拠となる資料を求めることがあります。
資料が整わないときは支給決定されない場合があります。

○適当と認められれば、「受動喫煙防止対策助成金支給決定通知書」により、支給決定が行われ、申請書に記載された金融機関の口座に助成金が振り込まれます。

認定を受ける前に実施した工事については、原則として助成金を支給しないので、ご注意ください。

偽りその他の不正の行為により本助成金の支給を受けたと認められる場合には、支給した助成金の返還を求める場合があります。

(参考) 受動喫煙防止対策に関する、次の技術的支援事業も実施しています。
どうぞご活用ください。

1 受動喫煙防止対策に係る相談支援（厚生労働省委託事業）

- 事業場における受動喫煙防止対策に関する具体的な方法について、労働衛生コンサルタント等の専門家が個別に相談・助言を行う電話相談窓口を開設しています。
- 電話による相談のみでは十分な対応が困難と判断される場合には、ご希望を確認させていただいた上で、実地指導も行います。
- 電話相談、実地指導の費用は無料です。

【相談の例】

- ・ 受動喫煙防止対策の必要性は認識しているが、どのような対策をとればよいのか分からない。
- ・ 喫煙室の設置を考えているが、どこに、どのような喫煙室を設置すると効果的なのか。
- ・ 既存の喫煙室や喫煙コーナーから、たばこの煙が漏れているとの意見が寄せられているが、改善する方法を提案してほしい。
- ・ 飲食店を営んでいるが、有効な受動喫煙防止対策として、何ができるか相談したい。
- ・ 受動喫煙防止対策助成金制度による助成を受けたいが、必要な要件を満たすにはどうしたら良いか。
- ・ 粉じん計と風速計の貸出しを受けると、受動喫煙防止対策を行う上で、そもそもどのように役立つのか。

☆ 相談ダイヤル： 050-3537-0777

☆ 問合せ先： judo-kitsuen@tokiorisk.co.jp

☆ URL： http://www.tokiorisk.co.jp/consulting/product_liability/jyudokitsuen.html

(平成24年度事業受託先：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社)

2 受動喫煙防止対策に関する職場内環境測定支援（たばこ煙濃度等の測定のための機器の貸与） （厚生労働省委託事業）

○たばこ煙の濃度及び喫煙室の換気の状態を把握し、職場における効率的な受動喫煙防止対策を行うために必要な測定機器として、デジタル粉じん計及び風速計の無料貸与を行います。（貸出機器の往復の送料のみ負担が必要です）

※ 初めての方も簡単に測定でき、測定結果との比較によって、職場の空気環境の基準を満たしているか確認できます。

【参考】

「職場における喫煙対策のためのガイドラインについて」（平成 15 年 5 月 9 日付け基発第 0509001 号）においては、たばこの煙が職場の空気環境に及ぼしている影響を把握するため、職場の空気環境の測定を行い、

- ・ 非喫煙場所と喫煙室等との境界において喫煙室等に向かう風速を 0.2m/s 以上とするように必要な措置を講じること
- ・ 顧客が喫煙できる場所であっても浮遊粉じん濃度を 0.15 (mg/m³) 以下とするように必要な措置を講じること

とされています。

☆ 申込受付ダイヤル： 03-5625-4296

FAX： 03-5600-4907

☆ URL： <http://www.sibata.co.jp/tobacco/index.html>

（平成 24 年度事業委託先：柴田科学株式会社）